

第10回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成19年12月3日(月)午後3時～午後5時30分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

柏原清純，窪田正彦，河野征夫，坂下宗生，佐藤道恵，高橋保子，肥後正徳
堀田稔，堀江和義，前田康治，宮崎真，吉岡恭子(五十音順，敬称略)

[説明者]

西村事務局長，益田首席家庭裁判所調査官，牛尾家事首席書記官
木村少年首席書記官，小鹿野次席家庭裁判所調査官，下見主任書記官
萩原主任家庭裁判所調査官

[事務担当者]

田淵総務課長，宇野総務課課長補佐，坂本庶務係長

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員異動報告

(1) 平成19年7月13日付け退任

鈴木敏之

(2) 同日付け新任

窪田正彦

(3) 平成19年7月31日付け退任

飯岡久美，清川育男

(4) 平成19年8月1日付け再任

堀田稔

(5) 同日付け新任

坂下宗生，肥後正徳

(6) 平成19年9月14日付け退任

鈴木清江，丸岡賢之

(7) 平成19年9月15日付け再任

河野征夫

(8) 平成19年10月25日付け新任

宮崎真

(9) 平成19年11月26日付け新任

高橋保子

3 委員長選任

窪田委員を委員長に選任した。

規則を見ると，当委員会は，家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため，裁判所の運営に関し，当該裁判所の諮問に応ずるとともに，当該裁判所に対し

て意見を述べるとされており，原理原則からすれば，諮問される側のトップと諮問する側のトップが同じというのはどうかという気がするとの意見あり

4 各委員あいさつ，自己紹介

5 議事

(1) 成年後見関係事件に関する裁判所の取組等について

ア 成年後見制度一般と事件動向，処理上の問題点及び課題等について，説明者から，資料1及び2に基づき説明（資料添付省略）

イ 成年後見等開始事件の申立てから終局に至るまでの手続の流れの中で，当事者が利用しやすいように工夫している点及び今後改善すべき点について，説明者から，当庁作成に係る当事者説明用DVD及び成年後見申立ての手引きに基づき説明

ウ 後見等開始事件の調査と後見等監督の実情について，説明者から，資料3に基づき説明（資料添付省略）

エ 意見交換

[委員]

残り時間が2時間のうちの10分となってしまう。説明と意見交換の時間配分を考えていただきたい。

以前，後見関係事件について鑑定依頼を受けた際には，「気楽に書いてほしい。あとは裁判所が判断する。」という趣旨の説明を受けた。ところが本日の話を伺うと，鑑定書が全てというように聞こえ，それではとても簡単には書けないと感じた。診断書には，判断能力についての意見として，「後見相当」「保佐相当」「補助相当」とあるが，これを医師が判断できるかという問題もある。これは医師に判断を任せるということ以外の何ものでもない。医師には家庭での状況は分からない。家庭では無茶苦茶でも医師の前ではしっかりしている方もたくさんおられる。そういう立場にある医師に責任のある鑑定書を書かせるということは，不可能ではないかという意見もある。

また，医師に対して，鑑定書作成に要する費用が高いため，これをいくりにすべきであるとの指導があったようであるが，ビデオには，弁護士や司法書士に依頼すればいくらかかるかという説明は入っていない。弁護士等を第三者後見人に選んだ場合に支払う費用は，本人が亡くなるまでかかるのであり，そちらの方が金額として大きい。

いずれにせよ，裁判所には，鑑定書や診断書を鵜呑みにすることなく，自分の目で判断してほしい。

[委員]

説明者が示した手引きや書式は，いわゆる素人の方が裁判所の窓口を訪れた際に混乱が生じないように用意されたものであると理解したが，DVDを含め，実際に利用した方の意見についてアンケート等を行ってはどうか。

委員会の運営についての意見としては，率直な意見交換が可能となるよう，（現状の）対面型の配席は，検討の余地があるのではないかと。また，年に1回でも懇親会を設定してみてもどうか。

[委員長]

率直な意見交換が本委員会の趣旨であり、意見交換の時間が短かった点については、次回以降の進行に配慮したい。

鑑定については、裁判官は、鑑定のみで不十分と判断すれば、他の資料を収集し、最終的に判断するのであり、決して医師にその責任を押しつけるつもりはない。ただ、御発言にあったような御意見があったことは、私共も考えなくてはならないと考えている。

[委員]

本庁の新受事件数が570件という段階で、これ以上申立が増えると、システム的に持たないと聞こえた。加えて、アウトソーシングを凶っているとの説明であったが、守秘義務の点は問題ないのか。そもそも、これから少子高齢化が進む中で制度の重要性が増してくるため、制度の認知度を高めるためのPRが必要ではないか。

なお、資料2の資料7によると、広島家裁における鑑定費用は、5万円を超え10万円以下が一番多いが、広島家裁から医師への協力依頼文書では、平成16年度には5万円以下が全体の4割を超える状況である旨記載されており、古いデータが使われているのではないか。利用する者にとっては、事前に費用がいくらであるかを知りたいはずである。5万円以下と書いてあってそれを超えることになると、医師が悪いのかのように聞こえてしまうのではないか。データが一番新しいものを使用すべきである。

また、第三者後見人であればいくらかかるかという点も明らかにすべきである。

[委員]

鑑定料は申立人が申立段階で負担するが、第三者後見人を選任した場合の報酬は本人が負担する点が異なり、この点留意する必要がある。

[委員]

テーマに関する資料は予め送付していただきたい。

成年後見制度を利用するまでもない場合には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会といった他の機関等を紹介しているのか。特に、補助、保佐の場合は、費用の問題もあるので、初期の段階で、類似の福祉制度を紹介することが大事ではないか。

[説明者]

該当する事案が少ないこともあり、他の制度を勧めることはあまりない。

[説明者]

地域包括支援センターとの連携を持って進めていかざるを得ない問題と思われるが、市町村によって、取組に温度差があるのが現状である。

[委員]

地域包括支援センターは、特定高齢者といった認知症等の程度の軽い人を対象にしている。成年後見制度を利用するような認知症等の程度の進んだ人は、地域包括支援センターでは対応しておらず、介護保険の各事業所で対応しており、制度的なズレがある。

[説明者]

その全てに家庭裁判所が対応しているのが現状であり、今おっしゃったような内容を各機関でオリエンテーションしていただきたいところである。

今回御説明させていただいた内容は、平成12年からの工夫を積み重ねた結果に基づく現状であり、今後も地域包括支援センターとの接点を持っていきたい。

[委員長]

本庁の新受事件数が570件という段階で、という御発言もあったが、後見監督事件については、累積的に増加するという特質があり、これに対して、どのように対応するかという危機意識が職員の中にある。

守秘義務の点についても、当庁におけるアウトソーシング先は非常勤の国家公務員である参与員であるため問題はない。また、他の裁判所での例ではあるが、後見監督事件について、第三者後見監督人を活用するという手法も用いられており、何でもかんでも民間に任せるというわけではないことは、御理解いただきたい。

いずれにせよ、裁判所としては、事件数の増加を避けようとしているわけではなく、必然の流れとしてPRしていただければありがたい。

(2) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

委員から、調停室や審判廷等の見学・案内を行ってはどうかという意見を頂戴しているが、いかがか。

[委員]

家庭裁判所として何らかの案はないのか。

[委員]

テーマは随時募集することとして、次回期日を設定してはどうか。

[委員長]

テーマとしては、調停室や審判廷等の見学を実施した上で、裁判員制度について御説明させていただきたい。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

平成20年6月4日(水)午後3時

以 上